宍粟市手話サポーター等登録制度実施要領

1 目的

宍粟市では、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例(平成 28 年 3 月制定)に基づき、 手話が言語であると認識し、手話の普及や啓発、手話の使いやすい環境づくりを進めていく ことで、一人ひとりがお互いの個性や人格を尊重し、手話を使って安心して暮らすことがで きるまちを目指している。

聞こえや手話への理解を深め、手話の魅力を発信することができる市民や事業所を手話 啓発の協働者と認定することで、市民の支え合いの輪を広げることを目的とする。

2 対象

対象は、次のいずれかに該当する者及び事業所とする。

(1)手話教室修了者

市内に在住・在勤・在学の者で、市が開催する手話教室を修了した者

(2) 手話フレンズ 市が開催する手話奉仕員養成講座の入門編及び基礎編を修了した者

- (3) 手話サポーターろう者と交流しながら手話の勉強を続けている者
- (4) 手話啓発協力事業所 市が開催する手話教室を受講した市内の事業所

3 登録の方法

(1) 手話教室修了者

手話教室を修了したことを証明する修了証を交付する。

(2) 2(2) から(4) の対象者

登録認定を申請する者及び事業所(以下、「申請者」という。)は、別に定める登録申請書を担当課へ提出する。担当課は、提出された申請書の内容を確認の上、適当と認めたときは、登録認定カード等により、登録認定を行う。

4 登録の期間

登録認定の期間は、登録された日から登録取消の申し出があるまでとする。ただし、手話 啓発協力事業所の登録認定の有効期間は手話教室を受講した日から最長3年とし、継続を 希望する場合は、登録認定の有効期間中に手話教室を受講することにより更新することが できる。

5 登録の取消

担当課は、次のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1)登録者及び事業所が登録の取消を申し出た場合
- (2) 登録要件を満たさないことが判明した場合

6 登録者及び事業所の役割

登録者及び事業所の役割は、次に掲げる事項とする。

(1) 手話教室修了者

手話が言語の一つであることを理解し、手話で自分の名前やあいさつを表現できるようにする。また、聴覚障害の理解・聴覚に障がいのある人とのコミュニケーションについて学習する。

(2) 手話フレンズ

手話に関するイベント情報を PR するとともに、イベントへの参加を呼びかける。また、積極的にろう者とコミュニケーションを図り、関わりを持つことに努める。

(3) 手話サポーターろう者とともに活動し、聞こえや手話への理解を広める。

(4) 手話啓発協力事業所

事業所で手話を学ぶ機会を設ける。また、来客者に対して、手話を使いやすい環境整備に配慮する。

7 個人情報の取扱い

登録者及び事業所の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて取り扱うこととし、承諾があった場合は次の目的で使用する。

- (1) 手話に関する事業や講座等の案内送付
- (2) 手話啓発協力事業所名簿のホームページ掲載